

平成30年度 指定管理者制度モニタリング結果 一覧表

※指定管理者へのモニタリングの法的根拠:地方自治法第244条の2第10項

所管課	指定管理者導入施設	平成30年度の指定管理者	不適合事項内容(モニタリング内部監査結果報告書・監査評価表より抜粋)	指定管理者の意見及び改善内容(施設改善報告書より抜粋)
まちづくり協働課	まちかど情報センター	特定非営利活動法人 まちづくり市民会議	指摘事項なし	特に改善指摘事項はございませんでした。今後も適正な維持管理に努めます。
	旭台会館	一般財団法人 石岡市産業文化事業団	指摘事項なし	特に改善指摘事項はございませんでした。今後も適正な維持管理に努めます。
	南台コミュニティセンター	南台コミュニティセンター運営委員会	事故等が発生した際の対応として緊急連絡先を施設の主要部に貼っておくことが望ましい。	緊急連絡先等の緊急対応マニュアルを担当課と協議して作成する。現在作成中。
	鹿の子コミュニティセンター	鹿の子コミュニティセンター運営委員会	事故等が発生した際の対応として緊急連絡先を施設の主要部に貼っておくことが望ましい。	緊急連絡先等の緊急対応マニュアルを担当課と協議して作成する。現在作成中。
	杉並コミュニティセンター	杉並コミュニティセンター運営委員会	事故等が発生した際の対応として緊急連絡先を施設の主要部に貼っておくことが望ましい。	緊急連絡先等の緊急対応マニュアルを担当課と協議して作成する。現在作成中。
高齢福祉課	デイサービスセンター	社会福祉法人 樺会	指摘事項なし	今後も適切な運営を行います。
	特別養護老人ホームのぞみ	社会福祉法人 樺会	指摘事項なし	今後も適切な運営を行います。
	農村高齢者センター	社会福祉法人 石岡市社会福祉協議会	指定事項なし	今後も適切な管理運営に努めてまいります。
農政課	関川地区ふれあいセンター	関川地区ふれあいセンター管理運営協議会	施設の維持管理については、適切に管理され利用者が快適に使用できる環境が整えられている。今後は、緊急事態発生時の対応マニュアルを整備すること。また、アンケートを実施し、利用者の要望を把握するよう努めること。	緊急連絡先等の緊急対応マニュアルを整備致します。利用者アンケート実施し致します。
	三村地区ふれあいセンター	三村地区ふれあいセンター管理運営協議会	施設の維持管理については、適切に管理され利用者が快適に使用できる環境が整えられている。今後は、緊急事態発生時の対応マニュアルを整備すること。また、アンケートを実施し、利用者の要望を把握するよう努めること。	施設利用者に対し、今後の対応として緊急事態発生時の連絡網の作成と連絡先電話番号を明示したものを提示いたします。施設利用者が快適に利用して頂くためのアンケートを作成し施設の備品、要望等を利用者に提示していただき改善すべき点は市役所と相談し適切な運営をして参ります。
観光課	つくばねオートキャンプ場	つくばね森林組合	指摘事項なし	今後も適正な管理運営を行うとともに、利用者により一層のサービスを提供します。
	フラワーパーク	一般財団法人 石岡市産業文化事業団	指摘事項なし	今後も適正な管理運営を行うとともに、利用者により一層のサービスを提供します。
	ふれあいの森	一般財団法人 石岡市産業文化事業団	指摘事項なし	今後も適正な管理運営を行うとともに、利用者により一層のサービスを提供します。
	やさと温泉ゆりの郷	やさと農業協同組合	指摘事項なし	今後も適正な管理運営を行うとともに、利用者により一層のサービスを提供します。
	やさと農産物直売所	一般財団法人 石岡市産業文化事業団	指摘事項なし	今後も適正な管理運営を行うとともに、利用者により一層のサービスを提供します。
	国民宿舎つくばね	一般財団法人 石岡市産業文化事業団	指摘事項なし	今後も適正な管理運営を行うとともに、利用者により一層のサービスを提供します。
	常陸風土記の丘	一般財団法人 石岡市産業文化事業団	指摘事項なし	今後も適正な管理運営を行うとともに、利用者により一層のサービスを提供します。
	朝日里山学校	特定非営利活動法人 アグリやさと	指摘事項なし	今後も適正な管理運営を行うとともに、利用者により一層のサービスを提供します。
生涯学習課	勤労青少年ホーム	公益社団法人 石岡地方広域シルバー人材センター	指摘事項なし	指定管理者として、利用者のサービス向上と安心・安全な施設管理・運営を行えるよう引き続き努力してまいります。
スポーツ振興課	柏原体育施設	株式会社セイウン	・草刈等について、更なる管理を望む。	・野球場(外野グラウンド)2面とサッカー場は、乗用芝刈り機を使い、芝が伸びる4月中旬から11月上旬の間、1ヶ月に3回(3日間)で刈り込みを行っていますが、必要に応じて追加するなど適切に刈り込みを行います。 ・乗用機の使えない緑地帯は、外注(造園会社)により年3回(5月～9月)、草刈りを行っています。 ※今後も継続実施致します。
			・運動場について、ほこりがまう対処・対策を望む。	野球場使用後グラウンド状況を確認し、整地ブラシ(トラクター牽引)で土ならしを行っています。 ※晴天が続く夏季期間は、乾燥状況により散水を行います。